

## 第 1 回検討委員会での意見要点とその対応（案）について [追加]

## 1 ながはまルールのある方、体裁について

⇒ ながはまルールは、国の倫理指針を尊重し、これに基づき必要な事項を整理したものである。ただ、医学研究は様々な形態が考えられるため、国の指針はあくまで総論的あるいは一般的な考え方として示されている。したがって個別具体的な仕組みや方法までは記載されておらず、必要に応じて独自ルールの中で定めている。

国の指針に基づくのであれば、指針に記載されていないことのみをルールとして定めることもできるが、議会承認を得る「条例」としての意義や、事業実施にあたり解釈のズレをなくし共通理解をもって推進していくことから、指針の内容も改めて記載して全容を定めるものとし、市民の理解と安心の担保とする。